

役員・評議員等報酬規程

(目的)

第1条

- 1 この規程は、社会福祉法人錦江舎の役員・評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条

- 1 本規程でいう役員とは、理事、監事及び評議員をいう。
- 2 本規程でいう理事の区分は、理事長、専務理事、常務理事、常勤理事、非常勤理事である。
- 3 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会、評議員会の出席報酬等)

第3条

- 1 理事長及び理事及び評議員が理事会や評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬はこれを支払わないものとする。
- 2 距離が100キロ以上の場合、実費を交通費として支給する。

(理事長、専務理事、常務理事、常勤理事及び非常勤理事の報酬等)

第4条

- 1 理事長、専務理事、常務理事の報酬は、勤務状況に応じ、役員等報酬表に定める基準額(別表3)に基づき各人に支給する。
ただし、基準額を上限とし、経営状況及び勤務状況を勘案し減額することができる。
- 2 理事長、専務理事、常務理事の基準額は評議員会で定める。
- 3 理事長、専務理事、常務理事の退職慰労金は最終役員報酬月額を基本給とみなし、社会福祉法人退職給与規程に準じた勤続年数を支給率とし、また特に功績があった者は理事会の承認を経て、以下の功績倍率を乗じた支給することができる。
功績倍率 理事長 1.6倍 専務理事 1.4倍 常務理事 1.2倍
- 4 理事長、専務理事、常務理事に通勤手当、役員賞与は支給しない。
- 5 常勤理事は、社会福祉法人錦江舎給与規程の役職に応じて支給する。
- 6 職員給与を支給している常勤理事には、給与規程以外の報酬として月額5万円を支給する。
- 7 非常勤理事は、第3条1項及び2項を適用する。
- 8 常勤理事、非常勤理事等については、役員賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 9 距離が100キロ以上の場合、実費を交通費として支給する。

(監事の報酬等)

第5条

- 1 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、同日にあわせて監事業務を行った場合は、別表2と比較し報酬が高い額のみを支給する。

- 2 監事が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 距離が 100 キロ以上の場合、実費を交通費として支給する。

（役員の報酬総額）

第 6 条

- 1 役員の報酬の総額は、年間 42,500,000 円を超えない範囲とする。

（報酬等の支給時期、方法）

第 7 条

- 1 役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月 28 日とし、振込にて支払う。

（退職に該当せず役職変更（使用人への変更・使用人からの変更含む）した場合の退職慰労金）

第 8 条

- 1 退職に該当せず役職変更した場合は、変更前の勤続年数にかかる係数と退職または身分変更するまでの勤続年数に係る支給率の差をもって算定する。
（例：常務理事 9 年、専務理事 6 年の場合は、常務理事期間の支給率は 4、専務理事期間の支給率は、 $9 - 4 = 5$ とする。）
なお、退職に該当せず、役職等が変更になった場合の退職慰労金の支給は退職時に通算して退職後 1 か月以内に支給する。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第 9 条

- 1 苦情対応第三者委員が理事会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬支払うことができる。なお、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合は別表 2 と比較し報酬が高い額のみを支給する。、
- 2 苦情対応第三者委員が理事会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬を支払うことができる。
- 3 距離が 100 キロ以上の場合、実費を交通費として支給する。

（役員等の職務証跡）

第 10 条

- 1 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

（改正）

第 11 条

- 1 本規程の改正は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成 25 年 1 1 月 1 日より適用する。

平成 29 年 3 月 13 日改正

平成 29 年 4 月 1 日施行

平成 30 年 10 月 21 日改正

令和 3 年 9 月 25 日改正

令和 4 年 6 月 11 日改正

令和 7 年 4 月 1 日施行（令和 7 年 3 月 29 日評議員会決議、報酬額の改正）

令和 8 年 4 月 1 日施行（退職慰労金の支給要件の見直し）

別表 1 理事会出席報酬等（日額）

名称	報酬
理事会出席報酬等	9, 0 0 0 円
評議員会出席報酬等	9, 0 0 0 円
評議員選任・解任委員会出席報酬等	7, 0 0 0 円

※100 キロ未満の交通費込

別表 2 業務報酬等（日額）

名称	報酬
監事監査指導報酬等	2 2, 5 0 0 円
苦情対応第三者委員会	1 3, 5 0 0 円
入札立会	1 0, 0 0 0 円
上記以外、問題解決・対応・出席依頼した場合	1 時間につき 4, 5 0 0 円

別表 3 役員等報酬（月額）

	理事長	専務理事	常務理事
1 号棒	3 5 0, 0 0 0	2 5 0, 0 0 0	2 0 0, 0 0 0
2 号棒	4 0 0, 0 0 0	3 0 0, 0 0 0	2 5 0, 0 0 0
3 号棒	4 5 0, 0 0 0	3 5 0, 0 0 0	3 0 0, 0 0 0
4 号棒	5 0 0, 0 0 0	4 0 0, 0 0 0	3 5 0, 0 0 0
5 号棒	6 0 0, 0 0 0	4 5 0, 0 0 0	4 0 0, 0 0 0
6 号棒	7 0 0, 0 0 0	5 0 0, 0 0 0	4 5 0, 0 0 0
7 号棒	8 0 0, 0 0 0	6 0 0, 0 0 0	5 0 0, 0 0 0
8 号棒	9 0 0, 0 0 0	7 0 0, 0 0 0	5 5 0, 0 0 0
9 号棒	1, 0 0 0, 0 0 0	8 0 0, 0 0 0	6 0 0, 0 0 0
1 0 号棒	1, 1 0 0, 0 0 0	9 0 0, 0 0 0	6 5 0, 0 0 0
1 1 号棒	1, 2 0 0, 0 0 0	1, 0 0 0, 0 0 0	7 0 0, 0 0 0
1 2 号棒	1, 3 0 0, 0 0 0	1, 1 0 0, 0 0 0	7 5 0, 0 0 0
1 3 号棒	1, 4 0 0, 0 0 0	1, 2 0 0, 0 0 0	8 0 0, 0 0 0
1 4 号棒	1, 5 0 0, 0 0 0	1, 3 0 0, 0 0 0	8 5 0, 0 0 0
1 5 号棒	1, 6 0 0, 0 0 0	1, 4 0 0, 0 0 0	9 0 0, 0 0 0
1 6 号棒	1, 7 0 0, 0 0 0	1, 5 0 0, 0 0 0	9 5 0, 0 0 0
1 7 号棒	1, 8 0 0, 0 0 0	1, 6 0 0, 0 0 0	1, 0 0 0, 0 0 0
1 8 号棒	1, 9 0 0, 0 0 0	1, 7 0 0, 0 0 0	1, 1 0 0, 0 0 0
1 9 号棒	2, 0 0 0, 0 0 0	1, 8 0 0, 0 0 0	1, 2 0 0, 0 0 0
2 0 号棒	2, 1 0 0, 0 0 0	1, 9 0 0, 0 0 0	1, 3 0 0, 0 0 0